

処方・調剤・保険請求の Q&A

調剤をしていて
疑問に思ったこと、
医師または患者さんに聞
かれて困ったこと、医師に疑
義照会して対応したがいまひとつ納
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問
に各分野の専門家がお答えいたします。

日本薬剤師会

ご質問をお寄せくだ
さい。要項は41頁にあり
ます。なお、回答は本誌に掲載す
ることによってのみ行います。電話や
ファクシミリによる回答はご容赦くださ
い。また、特殊なケースの質問は、採用されない
こともありますのであらかじめご了承ください。

Q 平成21年3月号の本欄において、1枚の処方
せんに一包化薬と内服薬の調剤料を算定する
部分がある場合、内服薬の部分については自家製剤加
算を算定することができると説明されていましたが、
次のような場合はどのように解釈するのでしょうか。
処方1と処方2、または、処方3は、どちらも一包化
薬の算定要件を満たしているのですが、処方1と処方
2で一包化薬を算定した場合は、処方3で内服薬と自
家製剤加算を算定することは可能でしょうか。

処方1	ノルバスク錠5mg	1錠	1日1回	朝食後服用	×28日分
処方2	アーチスト錠20mg	2錠	1日2回	朝夕食後服用	×28日分
処方3	レンドルミン錠	0.5錠			
	ガスター錠20mg	1錠			
	ベグタミンA錠	1錠	1日1回	就寝前服用	×28日分

(愛知県 匿名希望)

A 処方1と処方2で「一包化薬」を算定した場合、
処方3については「内服薬」として調剤料を算
定することが認められます。したがって、処方3で自
家製剤加算を算定することは可能です。

平成20年4月から、1剤のみであっても3種類以上
の医薬品がある場合には、一包化薬の調剤料を算定す
ることが認められています。そのため、ご質問の処方
例については、処方1と処方2、または、処方3のい
ずれも一包化薬の算定要件を満たしていることになり
ますので、いずれの部分についても一包化薬の調剤料
を算定することが可能です。

しかし、平成20年3月までは、処方1と処方2で一
包化薬となりますが、処方3については処方1および
処方2の服用時点と重複する部分が一切ないため、内
服薬として算定するよう取り扱われていました。その
ようなことを踏まえ、平成20年4月以降は、それまで
の取り扱いとの整合性を図るよう、処方1と処方2で
一包化薬の調剤料を算定した場合には、処方3の部分
は内服薬として算定することを認めています。

したがって、ご質問のような処方内容については、
処方3を内服薬として調剤料を算定するのであれば、
その剤について自家製剤加算を算定することは可能で
す。

Q 平成21年3月号の本欄において、同一の服用
時点(用法)であっても、服用するタイミング
が異なる内服薬の調剤料については、別剤として算定
することができると説明されていましたが、次のよう
に、先発医薬品の服用後に後発医薬品を服用するよう
な場合についても、同じように別剤として解釈して構
わないのでしょうか。

処方1	アレジオン錠10	2錠	1日2回	朝夕食後	×7日分
処方2	アレロオフ錠10	2錠	1日2回	朝夕食後	×7日分
※処方1を服用終了後、処方2を服用するよう指示あり					

(東京都 匿名希望)

A 構いません。
ご質問のような処方内容の場合、従来は、1
日2回(朝夕食後)服用する内服薬として、処方1と処



方2で併せて1剤分の調剤料(7日分, 35点)を算定するよう取り扱われていましたが, 平成21年3月号の本欄にてご説明のとおり, 平成20年4月からは処方1と処方2を別剤として算定することが可能です。

先発医薬品と後発医薬品は同一成分の医薬品ですが, 調剤料の算定にあたっては, これまでも別名柄の医薬品とみなして取り扱われてきましたので, ご質問の処方例についても内服薬の調剤料は2剤分(それぞれ7日分, 35点×2剤)として算定することができます。

Q 薬事法が一部改正され, 平成21年6月より, 患者への対面による情報提供が義務付けられますが, 保険調剤における薬剤情報提供文書やお薬手帳などに記載する算定要件についても, 何か変更が生じるのでしょうか。 (匿名希望)

A 保険調剤(調剤報酬点数表)の算定要件について, 特に変更が生じることはありません。

平成18年6月の薬事法の一部改正を受けて, 平成21年2月6日に薬事法施行規則が一部改正公布されました。その中で, 薬局開設者は薬剤師に対して, ①薬剤の名称, ②有効成分の名称と分量, ③用法・用量, ④効能・効果, ⑤その他(適正使用のための必要事項)に関する情報提供を, 患者に対面で行わせるということが義務付けられています(平成21年6月1日施行)。

ただし, 処方せんの調剤時に薬袋や薬剤の容器を用いて情報提供を行う場合には, ①~④に関する記載は不要であるとされています(表)。したがって, 調剤報酬点数表の算定要件について特に変更が生じることはありません。従来どおりの取り扱いであると解釈していただいて構いません。

表 薬事法の規定による薬剤情報提供

<p>薬事法 (平成21年6月1日施行部分)</p> <p>(薬剤を販売する場合等における情報提供)</p> <p>第9条の2 薬局開設者は, 医師又は歯科医師から交付された処方せんにより調剤された薬剤を購入し, 又は譲り受けようとする者に対して薬剤を販売し, 又は授与する場合には, 厚生労働省令で定めるところにより, その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師をして, 厚生労働省令で定める事項を記載した書面を用いて, その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>薬事法施行規則 (平成21年6月1日施行部分)</p> <p>(調剤された薬剤に係る情報提供の方法等)</p> <p>第15条の13 薬局開設者は, 法第9条の2第1項の規定による情報の提供を, 当該薬局内の情報提供を行う場所(薬剤師法第22条に規定する医療を受ける者の居宅等において調剤の業務を行う場合又は同条ただし書に規定する特別の事情がある場合にあつては, その調剤の業務を行う場所)において, 調剤及び薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に対面で行わせなければならない。</p> <p>2 法第9条の2第1項の厚生労働省令で定める事項は, 次のとおりとする。ただし, 薬剤師法第25条に規定する事項が記載されている調剤された薬剤の容器又は被包を用いて, 調剤及び薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に情報の提供を行わせる場合には, 第1号から第4号までに掲げる事項を記載することを要しない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 当該薬剤の名称2 当該薬剤の有効成分の名称及びその分量3 当該薬剤の用法及び用量4 当該薬剤の効能又は効果5 その他当該薬剤を調剤した薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項